

3 申込資格

市営住宅に入居の申込みをするには、資格審査日（申込月の翌々月の1日）に次の①～⑦のすべての項目に該当していることが必要です。

① **申込者は成人で、申込み時以降引き続き、岡山市に住所又は勤務場所を有すること。**

◇ 現住所は住民票で確認しますが、実際の住所地と住民票に記載された住所が一致していることが必要です。また、勤務場所は給与支給証明書でその事実を確認します。

② **同居する親族があること。**

(ただし、単身の方で6ページの単身入居申込要件に該当する場合、又は「市営住宅入居申込書」に記載する一般単身者用住宅へ申込みする場合を除く。)

◇ 親族には、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方及び婚約者も含みます。
※ 内縁関係の方については住民票で「未届の夫」又は「未届の妻」となっていることを確認し、かつ戸籍全部事項証明書で他に婚姻関係のないことを確認します。
※ 婚約で申込みされる場合は、資格審査日までに入籍ができる方に限ります。
◇ 家族を分割しての申込み(別居状態だが離婚が成立していない場合など)は認められません。

③ **現在住宅困窮者であること。**

◇ 持家のある方、又は公営住宅等の公的住宅に入居されている方は原則として申込みできません。ただし、公営住宅入居者で7ページの要件に該当する方は、申込みできる市営住宅もあります。
※ 「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者で避難元市町村が発行する「居住実績証明書」を有しており、岡山市に居住実態があると判断される方は、対象地域内に住宅を所有していても、当該住宅を所有していないものとみなします。

④ **連帯保証人が得られること。(1人)**

- ◇ 連帯保証人(社会福祉法人、医療法人、学校教育法に規定する大学又は岡山市が指定する活動を行うNPO法人を含む)は、独立した生計を営み、確実な保証能力を有している方(住民税が課税されている方)。
- ◇ 連帯保証人に関する所定の手続きは入居手続きの際に必要ななりますが、連帯保証人が得られることを前提に申込みをするようにしてください。

⑤ **政令月収額が15万8千円(次ページの条件に該当する高齢者・障がい者等の世帯については21万4千円)以下であること。**

- ◇ 政令月収額＝(年間総所得金額合計－控除金額合計)÷12月
- ※ 上記月収額の計算方法は11～14ページを参照してください。
- ※ 同居親族に収入があるときは合算してください。

⑥ **市税等を滞納していないこと。**

(過去に市営住宅の家賃等を滞納して市営住宅を退去し、現在でも家賃等が未納になっている人は、申込みできません。)

⑦ **入居しようとする者(申込者だけでなく、同居者も含みます。)が暴力団員でないこと。**

※ 収入基準が政令月収額で21万4千円となる高齢者・障がい者等の世帯に該当する条件は次のとおりです。

高齢者・障がい者等の世帯の認定条件	確認書類
ア 申込者が60歳以上の方で、かつ同居者のいずれもが60歳以上の方又は18歳未満の方である世帯 (単身者を含む)	住民票
イ 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1～4級に該当する方がいる世帯	身体障害者手帳
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1～2級に該当する方がいる世帯	精神障害者保健福祉手帳
エ 療育手帳の交付を受け、障害の程度がAの方又はBのうち中度である方がいる世帯	療育手帳
オ 原子爆弾被爆者 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯	被爆者健康手帳
カ 海外から引き揚げて5年未満の方がいる世帯	都道府県援護担当課長の証明
キ ハンセン病療養所入所者等 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がいる世帯	それを証明する書類
ク 同居者に小学校就学前の子どもがいる世帯	住民票
ケ DV被害者 DV防止法「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する被害者がいる世帯	裁判所の保護命令書等
コ 犯罪被害者 岡山市犯罪被害者等基本条例(平成22年市条例第56号)第2条第2号に規定する犯罪被害者等がいる世帯	生活安全課が発行する証明書
サ 中国残留邦人等 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項等に規定する支援給付を受けている方がいる世帯	福祉事務所が発行する証明書

(年齢については資格審査日の年齢で確認します。)

◎ 単身の入居申込要件（一般単身者用住宅へ申込みする場合は除く）

単身で申込みをされる方は、3～4ページの申込資格①及び③～⑦該当するほか、次のア～サまでのいずれかに該当していることが必要です。また、当選後に下記確認書類が必要となります。

ただし、常時介護を必要とされる方で、市営住宅に入居することにより、日常生活に支障が出ると認められる場合は、申込みをお断りすることがあります。

単身入居申込要件	確認書類
ア 60歳以上の方	住民票
イ 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1～4級に該当する方	身体障害者手帳
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1～3級に該当する方	精神障害者保健福祉手帳
エ 療育手帳の交付を受け、障害の程度がAの方又はBの方	療育手帳
オ 原子爆弾被爆者の方	被爆者健康手帳
カ 生活保護を受けている方	福祉事務所長の証明
キ 海外から引き揚げて5年未満の方	都道府県援護担当課長の証明
ク ハンセン病療養所入所者等の方	それを証明する書類
ケ DV被害者の方	裁判所の保護命令書等
コ 犯罪被害者の方	生活安全課が発行する証明書
サ 中国残留邦人等の方	福祉事務所が発行する証明書

(年齢については資格審査日の年齢で確認します。)

◎ 下肢障害者向住宅の入居申込要件

3～4ページの申込資格①及び③～⑦のすべてに該当するほか、申込者又は同居者に下肢のみの障害で1・2級の障害者がいることが必要です。下肢以外の障害と合わせて1・2級の障害の認定を受けている場合は対象となりません。

ただし、常時の介護を必要とする単身の方で、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる場合は申込みできません。

◎ シルバーハウジングの入居申込要件

3～4ページの申込資格③～⑦に該当するほか、次の条件のすべてに該当していることが必要です。当選後に下記確認書類が必要となります。

シルバーハウジングの入居申込要件	確認書類
ア 岡山市に1年以上居住していること	住民票
イ 65歳以上の単身者、 65歳以上を含む60歳以上の夫婦の世帯、 又は65歳以上の方(2親等以内の親族で、 同居理由のあるもの)のみからなる世帯であること	住民票 又は 戸籍全部事項証明書 又は 理由書
ウ 日常生活上自立可能な単身者、又は同居人の 介護があれば日常生活が可能な世帯であること	医師の診断書 及びシルバーハウジング 申込者告知書

(年齢については資格審査日の年齢で確認します。)

◎ 多人数世帯向住宅の入居申込要件

3～4ページの申込資格①～⑦のすべてに該当するほか、申込者及び同居の親族を合わせた人数が6人以上の世帯であることが必要となります。

◎ 公営住宅入居者の入居申込要件

現在、岡山市内にある公営住宅に入居しており、申込資格があるほか、次の①～③のいずれかに該当する世帯は、申込可能住宅にある市営住宅に申込みことができます。また、当選後に下記確認書類が必要となります。

申込対象世帯	申込可能住宅	確認書類
① 居室が2室以下で 世帯員が3人以上の世帯	居室が3室以上の住宅	現住宅の居住証明書等
② 単身入居不可の住宅で 単身者の世帯	居室が2室、又は専用面積が 50㎡以下の住宅	現住宅の居住証明書等
③ 加齢又は障がい等のため現 住宅での生活が困難な世帯	日常生活が可能である住宅	医師の診断書